令和元年6月定例会 防災対策特別委員会(事前) 令和元年6月18日(火) 〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから,防災対策特別委員会を開会いたします。(10時34分) 直ちに,議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず, 理事者において, 説明又は報告すべき事項があれば, これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

- ○「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」の改定(案)について(資料1)
- ○徳島県豪雨災害時避難行動促進指針(案)(抜粋)(資料1-1)
- ○「平成30年度徳島県地震・津波県民意識調査」の結果について(資料2)
- ○平成30年度徳島県地震・津波県民意識調査結果(資料2-1)

折野危機管理部長

6月定例会に提出を予定しております防災対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております,説明資料の1ページをお願いいたします。一般会計の補正予算額は,総括表の一番下の計欄左から3列目に記載のとおり,10億264万7,000円の補正をお願いしており,補正後の予算額は,合計で,458億4,611万5,000円となっております。財源につきましては,財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理部関係につきまして、御説明を申し上げます。総括表の一番上の 危機管理部における補正額は、左から3番目の欄に記載のとおり、4,780万円の補正をお 願いしており、補正後の予算額は、合計で、12億7,234万4,000円となっております。

2ページをお願いいたします。各課別の主要事項を御説明申し上げます。まず,危機管理政策課でございますが,防災総務費の摘要欄①のア,災害マネジメント力向上事業では,民間支援者とのネットワーク構築に向けた研修会等に要する経費として,150万円を計上いたしております。次に,とくしまゼロ作戦課でございます。防災総務費の摘要欄①のア,加速する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業では,臨時情報を活用した市町村の防災対応への支援や孤立集落カルテの作成などに要する経費として,4,300万円を計上いたしております。次に,消防保安課でございます。消防指導費の摘要欄①のア,「頑張る女性消防団員」応援事業では,女性消防団員のスキルアップ研修などに要する経費として,150万円を,イの「とくしま消防女子」活躍推進事業では,大学等での就職説明会の開催やPR動画の作成などに要する経費として,180万円を計上し,消防保安課合計で,330万円を計

上いたしております。

少し飛びまして9ページをお願いいたします。平成30年度繰越明許費繰越計算書でございます。さきの2月定例会におきまして,繰越しの御承認をいただいておりました事業につきまして,繰越額が決定しましたことを御報告させていただきます。とくしまゼロ作戦課所管の防災対策指導費が1,339万1,000円となっております。今回,繰越しいたしました事業につきましては,早期の事業完了,事業効果の発現に努めてまいります。危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては,以上でございます。

次に、この際、2点御報告を申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の改定案についてでございます。1,経緯でございますが、平成27年3月に策定した当指針につきましては、平成31年3月に、国が平成30年7月豪雨を踏まえ、避難勧告等に関するガイドラインを見直したことを受け、本県におきましても、今年4月17日と6月6日に有識者等で構成される豪雨災害時避難行動検討会議を開催し、改定案を作成いたしたところです。

2, 主な改定項目についてでございます。(1) の避難情報のあり方では,5段階の警戒レベルに対応した水害・土砂災害のタイムライン,警戒レベルに対応したとるべき避難行動などを記載しております。(2) の住民への情報提供のあり方では,災害情報を伝達する市町村職員のスキルアップや高齢者や障がい者などの要配慮者に対する多様な伝達手段の整備などを推進することとしております。(3) の住民の避難行動のあり方では,避難情報,気象情報の正しい理解,要配慮者の避難を後押しする体制の構築を促進することとしております。今後,この指針につきましては,市町村に周知し,県民の迅速な避難行動につなげ,安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては,資料1-1,徳島県豪雨災害時避難行動促進指針案を御参照ください。

続きまして、資料2をお願いいたします。平成30年度徳島県地震・津波県民意識調査の 結果についてでございます。 1, 調査目的についてでございます。巨大地震の被害を最小 限に抑えるためには、県民、地域、行政がそれぞれ自助、共助、公助の責務と役割を理解 し、お互いに連携して備えることが大切であることから、3年に一度、アンケート方式に よる県民の意識調査を行い、県の防災対策の参考としております。 2 、調査概要について でございます。20歳以上の県民5,000人を対象として,昨年の12月下旬から1月中旬にか けて、郵送によるアンケート調査を実施しましたところ、2,200人の方々から回答を頂き ました。3、主な調査結果についてでございます。(1)の災害への関心では、南海トラ フ巨大地震及び中央構造線活断層地震に関心のある方が9割以上を占めております。(2) の災害情報の認知についても、緊急地震速報、ハザードマップ、避難所などの認知度は高 い水準となっております。(3)の地震に対する備えでは、家具の固定や食料の備蓄など、 家庭の防災対策が徐々に定着しつつあると見られます。(4)の地域防災力及び(5)の 避難行動については、前回調査とほぼ変わっておりません。(6)の平成29年11月から運 用しております南海トラフ地震臨時情報につきましては、6割以上の方が認識をされてお ります。この調査結果をふまえ、県民の皆様方が自分の命は自分が守るという意識を持っ て、災害に備えていただけるよう、周知、啓発に努めるとともに、県といたしましても、 引き続き、切れ目のない防災、減災対策を行ってまいります。詳細につきましては、資料 2-1, 平成30年度徳島県地震・津波県民意識調査結果を御参照ください。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

横向きの説明資料のほうに戻っていただきまして、保健福祉部関係の提出予定案件について、御説明いたします。資料の1ページ、まず補正予算の総括表でございますが、上から3段目が保健福祉部でございまして4、789万5、000円の増額を考えております。補正後の予算総額は6億5、325万4、000円であり、財源につきましては、右の欄に記載のとおりでございます。

続きまして3ページを御覧ください。課別のそれぞれの事業の内容について記載しております。まず、1番上の段、保健福祉政策課の関係では、右端の摘要欄を御覧いただきますと、災害福祉支援ネットワーク構築推進事業費150万円を考えております。災害時の福祉人材派遣体制の整備のため、福祉関係団体、行政、社会福祉協議会等の人的ネットワークの構築のための経費でございます。また、表の中段でございます健康づくり課の関係では、右端のアの(ア)難病患者のための災害時援助体制強化事業としまして139万5,000円を考えております。在宅で人工呼吸器を使用しておられる難病患者の方に対する非常時の貸与用の自家発電機の配備の増強でございます。その下、薬務課の関係でございますが、災害時医薬品供給パワーアップ事業費として1,000万円を考えております。緊急時のいわゆる移動薬局となる車両、モバイルファーマシーと呼んでおりますが、これを導入して緊急時に被災地に医薬品を届ける体制を構築しようとするものでございます。次に長寿いきがい課関係でございます。高齢者福祉施設等防災減災促進事業費といたしまして3,500万円でございます。津波、土砂災害等の警戒区域にある高齢者施設の移転費の助成のための経費でございます。

続きまして、10ページでございます。平成30年度からの繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、その内容でございます。左から4列目翌年度繰越額の欄に記載しておりますとおり、保健福祉政策課から障がい福祉課までの4課の関係で合計で3億3,520万8,864円を繰り越しております。

保健福祉部関係の提出予定案件は、以上であります。なお、報告事項はございません。 どうぞよろしくお願いいたします。

森口農林水産部副部長

それでは、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

当部におきましては, 今回, 補正予算案はございません。

お手元の説明資料の8ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、平成30年度継続費繰越計算書でございます。新築橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めておりますが、平成30年度継続費予算現額の計欄、2 億2,000万円に対し、その3つ右の欄に記載のとおり、1 億3,206万3,680円が翌年度逓次繰越しとなったものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。平成30年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成31年2月定例会におきまして、御承認いただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。11ページから13ページにかけまして、各課別の繰越明許費の状況を記載いた

しております。

13ページをお開きください。翌年度繰越額の合計につきましては、最下段に記載のとおり、71億9,802万9,786円となりましたので、御報告させていただきます。これらの事業につきましては、早期に事業効果を発現できるよう、努力をしてまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

提出予定案件の説明は,以上でございます。なお,報告事項は,ございません。よろしくお願いいたします。

谷本県土整備部副部長

今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。それでは、お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から4段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備部におきましては、3、738万4、000円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には、補正後の予算額を記載しております。県土整備部合計で、284億7、564万8、000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

4ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。建設管理課でございます。災害対応力の向上などを目的としたドローン操作者の育成に要する経費として、110万円の補正をお願いしております。用地対策課でございます。公共事業用代替地の維持管理に要する経費として、178万4,000円の補正をお願いしております。

次に、住宅課でございます。地域における安全確保モデル事業を実施するための経費と して、2,500万円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。営繕課でございます。災害時の避難所や建設現場に設置する 仮設トイレの快適化の促進を支援するための経費として、950万円の補正をお願いしてお ります。

14ページをお開きください。平成30年度繰越明許費繰越計算書でございます。さきの2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。このページから17ページにかけましては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

17ページをお開きください。表の最下段、左から 3 列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、高規格道路課ほか、7 課の合計額につきましては、181 億4,003万8,196円となっております。

20ページをお開きください。平成30年度事故繰越し繰越計算書でございます。一般会計でございますが、河川整備課の床上浸水対策特別緊急事業費におきまして、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、3,370万円の繰越額となっております。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

勢井病院局長

それでは、病院局関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。説明資料の21ページを御覧ください。平成30年度の徳島県病院事業会計予算繰越計算書でございます。中央病院改築等事業につきまして、翌年度繰越額に記載のとおり、3,510万3,000円を繰越しております。

提出予定案件の説明は,以上でございます。なお,病院局関係の報告事項はございません。御審議のほど,よろしくお願い申し上げます。

東條副教育長

それでは、教育委員会の案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり8億6,956万8,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は13億7,565万円となってございます。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開きください。課別の補正予算の内容について御説明申し上げます。まず、施設整備課でございます。学校建設費の高校施設整備事業費におきまして、アの県立学校施設長寿命化推進事業では、県立学校施設を計画的に整備するために要する経費として8億6、446万8、000円を計上しております。イの県立学校体育館「快適避難所空調設置モデル」事業では、避難所となる県立学校体育館の空調設置に係る設計に要する経費として360万円を計上しております。次に、体育学校安全課でございます。学校安全管理費の学校安全管理指導費におきまして、アのチャレンジ防災人材育成推進事業では、学校防災人材の育成に要する経費として150万円を計上しております。

続きまして、18ページをお開きください。平成30年度繰越明許費繰越計算書についてで ございます。平成30年度から令和元年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例県 議会におきまして、繰越予定額の御承認を頂いておりましたが、今回、資料に記載のとお り、繰越額が確定し、報告するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

尾田警備部長

続きまして、警察本部関係について御説明申し上げます。警察本部関係については今回、補正予算案はございません。提出予定案件につきましては、委員会説明資料の7ページをお開きください。まず、徳島東警察署、現徳島中央警察署施設整備事業に係る3,312万8,000円の債務負担行為の追加についてでございます。これにつきましては、本年10月から消費税率が10パーセントに引き上げられることに伴い、変更契約を締結する必要があることから、あらかじめ債務負担行為の議決を受けようとするものであります。

次に、19ページをお開きください。平成30年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成30年度から令和元年度への繰越明許費につきましては、本年2月定例会におきまして、繰越予定額の御承認を頂きましたが、今回、資料に記載のとおり、管理運営費として、6,503万9,106円の繰越額が確定したものであります。

警察本部関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

これより質疑に入ります。 それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

私から2点だけお尋ねをいたします。先ほど、危機管理部長のほうから御説明がございました件でありますけれども、国が平成30年7月豪雨を受けて避難勧告等に関するガイドラインの見直しが行われたという説明がありました。ガイドライン改定の背景と主な改定内容をもう少し具体的にお尋ねいたします。

菊地とくしまゼロ作戦課長

まず改定の背景から御説明させていただきます。平成30年の7月豪雨におきましては、西日本中心に広い範囲で記録的な大雨となりまして、岡山県、広島県、愛媛県等で、河川の氾濫や土砂災害が相次ぎまして、豪雨災害の平成最大の200名を超える死者、行方不明者が発生するなど、各地で甚大な被害が発生したところでございます。この豪雨の際は、気象庁におきまして、大雨特別警報を発表する可能性があるということで緊急会見を事前に行うなど、厳重な警戒が必要であるということはマスメディア等を通じて広く伝えられていたところでございます。また、実際には多くの被災地でも自治体から避難勧告が発令されるなど、避難行動を促す情報が出されていたものの、自宅にとどまってしまうことによって多くの方が亡くなってしまうという結果がありました。このような事を踏まえまして、国において平成30年7月豪雨による水害、土砂災害からの避難に関するワーキンググループが設置されまして、そこでの議論に基づきまして、平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改定されたところです。

主な改定内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成30年の7月豪雨の際に、様々な防災情報が発信されており、多様で難解だったため、なかなか住民の皆様が理解するのが難しいという状況だった事を踏まえまして、情報の意味を直感的に理解できるように防災情報を数字で表した5段階の警戒レベルによって提供することとなりまして、住民の皆様の避難行動を支援することになりました。例えばですけれども、避難レベル3であれば、高齢者の皆様は避難してください。避難レベル4であれば、全員避難してください。警戒レベル5の場合は災害が発生していますので、まずは命を守る最善の行動を促すというように数字で避難レベルの取るべき行動が分かるように改定がなされたところです。

山西委員

国のガイドラインの見直しを受けて、本県においても徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の改定を検討会に諮って行うということでありますけれども、今回の徳島県の指針の改定の主な内容について具体的にお示しいただきたいと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

徳島県の今回の豪雨災害時避難行動促進指針の改定の概要ですけれども、まず大きく三つの項目でこの指針が作られておりまして、勧告や指示などの避難情報のあり方という点におきましては、先ほども申し上げました5段階の警戒レベルに対応して、水害や土砂災害の際にタイムラインで分かるように例示をしております。また、警戒レベルに対応した取るべき避難行動、例えば警戒レベル4であれば、全員避難するということを分かりやすく提示しております。また、二つ目の項目で住民への情報提供のあり方ということで、実際に防災行政無線担当をする市町村職員の方々が、情報伝達するためにスキルアップを図る必要があるので、その研修などを盛り込んでおります。

また、情報を受け取る側として高齢者や障がい者などの要配慮者に対する多様な伝達手段の整備として各障がいに応じたような、伝達手段について整備を図っていく必要があると考えております。最後になりますが、住民の避難行動のあり方というところでして、まずは今回の避難情報の気象情報レベル5で示されたところの正しい理解促進ということで、周知を図っていく必要があります。また先ほど申し上げました要配慮者の避難を後押しするために、地域の方々とか、防災と福祉を連携しながら体制を構築していく、そういうことを県の指針に盛り込みました。

山西委員

非常にいい内容でありますし私も賛同いたしますが、やはりこれから県民にどう周知していくのかだったり、市町村とどう連携するのか、要配慮者に対する多様な伝達手段の整備というのは、非常に難しいと思うのですが、具体的にこれをどうやっていくのかと、他にもありますが気象情報の正しい理解。これを県民がどうやっていくのか、この中身について問われているのだろうと思います。

そこで、今後どのように県民の皆様方に周知していこうとしているのか、それから、今 後の改定のスケジュールについてもお尋ねしたいと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

今後の改定のスケジュール等の御質問でございますが、今後は、議会での御論議を踏まえまして速やかに改定を進めるとともに、まずは市町村の担当の方々が避難勧告等の発令の判断に役立てていただけるために、まず市町村向けの説明会を早急に開催したいと思います。その中で、実際に市町村の方々とどういうふうにうまくやっていくかということも話し合いながら、連携して進めてまいりたいと思います。また、県庁の中でもいろいろ関係課がございますので、そことも周知を一緒になって連携して行っていきたいと思います。

また、福祉や医療など先ほど委員から御質問のあった要配慮者の関係についても各種団体と連携して、普及に努めてまいりたいと思います。さらに、5段階の警戒レベル、先ほどから申し上げていますように、まずそれを、レベル4の時は皆さん逃げてくださいということを県民の皆様に分かっていただくために、例えば市町村において、広報紙などによって周知していただくように今、働き掛けているところです。

山西委員

これから台風シーズンでもありますし、先日もかなりの雨が県内に降ったわけでありま

すから、やはりしっかりと周知を急いでいただきたいと思います。今後の改定のスケジュールなんですが、すみやかにという御答弁でありますけれども、具体的にいつ改定をするのか、まだ予定は立ってないという理解でよろしいですか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

具体的なスケジュールですけれども、先ほども申し上げましたけれども、今回の委員会での御論議等を踏まえて、なるべく早くということを考えておりまして、準備が整えば6月中にでも改定をしていきたいというふうに考えております。

山西委員

準備は整えば6月でという答弁をいただきましたので、是非これは速やかに進めていただくようにお願いをしたいと思いますし、先ほど申しましたように台風シーズン到来も間もなくでございますので、関係機関との調整をしっかりしていただきながら、速やかな改定をお願いをしたいと思います。

それから意識調査についてもお尋ねをしたいと思います。先ほど部長のほうからも、平成30年度徳島県地震・津波県民意識調査について御報告を頂いたところでありますけれども、調査の概要とその結果について、もう少し具体的に御答弁いただきたいと思います。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、平成30年度徳島県地震・津波県民意識調査についての御質問を頂きました。まずこの調査の概要ですけれども、県民、地域、行政が自助、共助、公助の役割をきっちり認識、理解し、お互いに連携して、災害に備えることが大変重要だという観点の下から、平成16年から3年に一度アンケート方式で県民の防災意識を調査するために行われているものでございます。今回第6回目となります。

調査の対象ですけれども、全24市町村の人口比率に基づき、接分し、無作為抽出させていただいております。年齢は二十歳以上の方を対象に、県民5,000名を対象に、回答としましては2,200名の方、44パーセントの方から御回答いただいております。調査の期間は平成30年度12月下旬から1月中旬までの期間でございました。主な設問の内容ですけれども、県民の自助の備え、地域共助への意識、公助への期待、等々につきまして設問としておりまして、継続的な調査の内容が19問。新たな施策、防災情報の認識に関するものとしまして16問を用意しております。今回の新しい設問としましては平成29年7月に発表されました中央構造線活断層地震、これの被害想定を受けまして、この地震に対する設問の新設。平成29年11月に運用が開始されました南海トラフ地震に関する臨時情報に関する設問の新設。また近年注目されつつあります事前復興に関する設問というものを新たに設けさせていただいております。

主な調査の結果を御紹介させていただきますと、まずはこの南海トラフ巨大地震、それと新たに付け加えました中央構造線活断層地震に関する災害への関心度につきましては、ともに9割以上の方々が関心を強く持たれております。災害情報の認知としまして、緊急速報、またハザードマップ、避難所緊急避難場所等の認知につきましては8割から9割というような高い水準を維持しているところでございます。また地震に対する備えとしまし

ては家具の固定や食料の備蓄など、少しずつでありますが家庭での防災対策の定着の傾向 が見受けられます。さらに、南海トラフ巨大地震に関する臨時情報については、現在6割 程度の方々が認識をしていただいております。

山西委員

これはかなりいい資料ですね。6回目ということで、これまでの県民の意識調査をずっと6回やると傾向が多分見えてきているんだろうというふうに思います。

このような傾向もしっかりつかみながらこれから先に向かっていくと非常にいい資料であるというふうに思っています。

もう一点、お尋ねしたいのは、前回の調査結果からは今回どのように変化が見られたのかという点が一つ。それから今回の結果を受けて、これを施策にどう生かしていくのかとうのがやはり大事だというふうに思いますので、その二点お尋ねしたいと思います。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今回の調査と前回との比較でございます。主な項目としましては、先ほども申しましたが、緊急地震速報の認知度につきましては、平成27年度調査におきましては61.9パーセント、これが81.0パーセントまで上がっております。またハザードマップにつきましても、これは前回は調べてはいなかったんですけども、今回新たにつけ加えまして調べたところ74.9パーセントの方々が御存じということでございます。最寄りの緊急避難場所につきましては87.2パーセントが90.4パーセントまで上がっております。さらに最寄りの避難所につきましても75.7パーセントから88.2パーセントまで上がっております。こういったデータを今後どう生かすのか、活用していくのかというところでございますが、まず、県民の皆様が自分たちの命は自分たちで守るとの、こういう意識を持っていただき、さらに、これにとどまらず災害に備えていただけるよう周知啓発に今後も努めてまいります。さらに、この調査結果を県の各部局また各市町村とも共有させていただき、連携を強く図りながら、より効果的な防災減災対策を進めてまいりたいと考えております。

山西委員

これをどう分析してどう生かしていくのかは、非常に重要なんですが、どう分析するのかというのはちょっと専門的な知見も必要かと思いますので、そういった専門的な方々の御助言も頂きながら、これから、もう少しこの調査を生かしていけるような取組を進めていただきたいのが一つ。

それから先ほど御答弁いただきましたけれども、やはり市町村との連携というのは極めて重要だと思います。市町村、特に防災担当者とこの結果の共有をすること。それから今回の調査結果でも分かりますように家庭における防災対策というのがやはり少し数字が低い傾向があります。例えばトイレの備蓄、あるいは、食料の備蓄、そういったところがもう少し高いほうがいいのかなというふうに思いますので、そういった意味からするとやはり自主防災組織、県内各地設けられております自主防災組織の皆さん方との共有連携が必要かというふうに思います。この点も踏まえて、再度御答弁を頂きたい。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

専門的な意見をもらいながら今後の活用にということで、御提案いただきましたことを 踏まえ、積極的に分析を進めてまいりたいと考えております。

家庭での防災対策や備蓄につきましても、まずは食料関係と、災害トイレにつきまして、 今回から新たに調査項目に追加したものでございます。確かに16.4パーセントとまだまだ これから、道半ばというところでございますので、積極的に周知を図ってまいりたいと考 えております。

山西委員

自主防災組織との連携、是非、進めていただきたい。御答弁ください。

谷口防災人材育成センター所長

ただいま、自主防災組織との連携についての御質問を頂いたところでございます。

自主防災組織といいますか、地域防災力の取組の充実をということで、自助、共助、地域防災力の充実、地域の防災活動を含めた防災リーダーの育成が必要であると考えているところでございます。

そういった中で, 自主防災組織のリーダーを育成するための様々な取組と合わせていろ んな連携をしているところでございます。

ただいま、委員から御質問がございましたように、やはり地域の防災力を高めていくためには自主防災組織で頑張っている皆様方と連携を図ることが非常に重要な部分であると考えております。併せて市町村とも連携が非常に重要なところであると考えておりますので、その普及啓発をはじめ、人材育成にしっかりと今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

まず、先ほど御説明いただきました中からお尋ねをしたいと思います。

一つ目は、山地災害に対する対策なんですけれども、特に森林の保全ということ、それ からまた山崩れというのが昨年度、非常にあちらこちらで、特に西部で非常に多くの山地 災害がございました。

また、全国的にも、広島を見ましても、北海道を見ましても大きな災害があったということで、ここに非常に大きな力を入れていただきたいなという思いなんですけれども、農林水産部については、補正予算というのは無いんですけれども、繰越明許費を見ますと非常に多くの金額が繰越しされているということなんですよね。全体で6割、7割が繰越しされております。特に森林整備課を見てみますと、71億円余りの金額のうち45億円余りが繰越しされているということなんですが、特にこの中で現年発生災害林道復旧事業費とか、あるいは災害関連ですけれども治山事業費。非常にたくさん繰越しされていると思うんですけれども、これは早期に効果を発揮できるように頑張るというようなことを先ほどおっしゃられたんですが、今年度中にきっちりと終わるというふうに見てよろしいんでしょうか。

朝倉森林整備課長

平成30年度の繰越しの状況についてでございます。平成30年度治山事業の治山事業費及び林野地すべり防止事業費につきましては、昨年度7月豪雨や台風の影響により、大規模な山地災害地すべりが発生しており国の1号補正予算、2号補正予算を最大限に活用させていただき、積極的に復旧整備に取り組んでいるところでございます。復旧工法の決定にあたりまして調査や観測に不測の日数を要したこと、下方の公道や林道が被災し、他事業との調整や資材搬入に不測の日数を要したことなどから繰越しとなったものでございます。現在、鋭意、年度内完了を目指しまして、復旧事業に取り組んでいるところでございます。

達田委員

たくさん,災害があって,山崩れがあったりしましたけれども,これの復旧については,早期にできるようにしておりますというようなことで,よろしいかと思います。最近のこの山崩れの様相といいますか,山崩れというとよく山腹崩壊という言葉がありますけれども,山腹ではなく本当に山の頂上から崩れてきているという,そういう状況が本当にあちらこちらにも起こっております。それで,やっぱり山が守れないと川も守れないし,下流域も守れないということで,全てが山に行き着いていくんじゃないかと思いますので,治山事業をしっかりと進めていただきたいと思います。

それで、特に、地方債で賄って大変だと思うんですけれども、県単独治山事業について お尋ねをしたいと思います。これは以前にも、平成27年頃にお尋ねしたことがあるんです が、それぞれ市町村から上がってきます要望に対して、充足率がどうなっているのか、過 去3年、平成28年ぐらいから分かりましたら教えていただきたいんです。

朝倉森林整備課長

令和元年度の県単治山事業のうち、市町村が事業主体となります補助営事業につきましては15か所、県予算額で4,015万7,000円を計画いたしております。

充足率としましては、11市町村からの要望額、50か所、1億3、961万8、000円に対しまして29パーセントでございます。今年度、災害対応分として留保し、補助営事業へ配分する予定の964万円を加えると36パーセントとなる見込みでございます。昨年度、7月豪雨等の影響で多くの山地災害が発生したことから、例年を上回る要望が寄せられておりますので、限られた予算で最大限の事業効果が発現できるよう、今後ともコスト縮減をはじめとした、効果的効率的な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。それと、過去3年間の充足率につきましては、今、手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

達田委員

今おっしゃったのが令和元年度ということでよろしいですか。約36パーセントですね。 実は、昨年、非常にあちらこちらで被害があり、大きな予算が付いているんですけれども、 これで見ますと、平成27年頃も36.8パーセント。それから平成26年頃も32.6パーセントと いうことですので、たくさん被害があるが、なかなかその被害に対応する件数に届いてい ないと。要望がたくさん出てきているんだけれども、全部満たせないという状況だと思うんですよね。ですから、この点は、もっと力を入れて、県民の要望に対応できるようにしていくべきではないかと思うんですが、いつも予算の範囲内でと言われるんですよね。大きな災害があってもなくても、予算の範囲内でと言われますとね、これはやっぱり県民としては納得できないんですけれども、その点、きちんと予算を付けて対応していくべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

朝倉森林整備課長

市町村要望に対する充足率というお話でございましたけれども,我々といたしましても,限られた予算で最大限の事業効果が発現できるよう様々な取組をしておりまして,今後とも,効果的効率的な事業の執行に努めてまいります。それとまた,昨年度につきましては,多くの山地災害が発生いたしましたので,9月補正予算もお認めいただきまして,その予算も最大限活用させていただきまして,今現在,復旧事業に取り組んでいるところでございます。

達田委員

県単治山事業と言いますと、非常に大変な事業になると思うんですけれども、災害があった時に、本当に心配ありませんよ、きちんとやりますよという、そういう姿勢を見せるということは、本当に大事なことだと思います。ここに大きく力を入れていただきたいという点で部長、どのようにお考えなんでしょうか。

松本農林水產基盤整備局長

山地災害,治山事業に対する県単独の予算の充実について,委員から御質問のあったところでございます。委員,御指摘のとおり,近年,山地災害が増加しておりますので,それに対する予算措置の充実を図ってまいりたいというふうに基本的には考えております。ただ,年度ごとの充足率のみに着目しますと,やはりなかなか100パーセントにはならないというようなところでございますので,必要なところにつきましては,その年には対応できなくても翌年度に対応するような形で,いずれにしても優先順位というものはしっかりつけながら,一方ではコストの縮減というところを図って,限られた予算でなるべく多くの箇所の対応ができるような,そういった努力も合わせてまいりたいというふうに考えております。また,昨年度のように,大規模な災害が起こった際は,議会にもお願いしまして,補正予算の獲得についても最大限努力してまいりたいというふうに考えております。

達田委員

是非、ここに力を入れていただくようにお願いしておきたいと思います。

山林の持つ機能というのは、非常に多面的な機能をもっております。言うまでもなく、 水の確保、森林資源の確保、そして様々な環境保全という意味からも山林をきちんと、治 山事業でもって保全をするということが、本当に国土を守るという意味で非常に大切なこ とだと思いますので、是非、力を入れていただくということをお願いをしておきたいと思 います。 次に、14ページなんですけれども、建築物耐震化推進費というのは、かなり進んでいるのかなと思うんですけれども、今、木造住宅耐震化ですとか、耐震化事業に対して、毎月、成果が発表されているが、木造住宅耐震化について、今、どういう状況になっているでしょうか。

髙島建築指導室長

木造住宅の耐震化の状況でございますけれども、本県におきましては、平成16年度から、 木造住宅の耐震化に取り組んでおりまして、その後、平成23年度に住まいの安全安心なリ フォーム支援事業、平成28年度には耐震シェルター設置支援事業の創設など、県民ニーズ にきめ細やかに対応してまいりました。

また、昨年度は、本格改修につきまして、補助率を3分の2から、5分の4に引き上げるとともに、感震ブレーカー設置によりまして、発災時の火災予防対策へ県独自の支援も組み合わせ、補助限度額を60万円から110万円まで大幅に引き上げて、全国トップクラスの支援制度を創設したところでございます。

これらの取組によりまして、昨年度、平成30年度におけます本格改修や安全安心リフォーム、それから耐震シェルターの実績の合計戸数につきましては、前年度、平成29年度の実績に比較して、1割増しとなる431戸となりまして、うち本格改修につきましては、前年度比2割増しという状況でございまして、平成16年度からの取組以来、過去最高の実績数となっております。今年度におきましても、5月末現在の取組状況といたしましては、一昨年の同月の戸数と比較しまして、今年度5月につきましては、263戸ということで、20戸上回るような状況になっております。

達田委員

それぞれの事業で1割増し、あるいは2割増しというふうに補助金アップの効果が現れてきているというふうに受け止められるわけなんですよね。それで、この補助金の件なんですけれども、今現在、本格改修の耐震化工事の場合、どれぐらいの工事費が掛かっているか、平均額がどれぐらいなんでしょうか。

髙島建築指導室長

過去の実績の平均によりますと、平均工事費は約210万円前後となっております。

達田委員

県が、補助限度額を110万円に引き上げまして、約半分ぐらい出るようになったということで、非常に耐震にかかりやすくはなったと思うんですけれども、やはり古い木造住宅で暮らしておられる方が、高齢者世帯で非常に多いように思います。

それで、少ない収入で暮らしておられる方にとっては、やらないといけないんだけど、 お金の問題でなかなかできないという現状もあると思うんです。

先ほど見せていただきましたアンケートでも、耐震改修を実施した、実施する予定という方が23.7パーセントということです。それから、耐震診断を受けた、受ける予定、15.4パーセント。家具の固定は、かなり進んできていると思いますが、お金の問題でなかなか

取り組めない方もいるかと思います。

それで、実は、今まで補助限度額が60万円だったときに、各自治体が上乗せをしてたと思うんです。そして、できるだけ多くの補助ができるようにということで、市や町が頑張っていたと。ところが、県が110万円に引き上げますと、その各自治体の補助金が無くなってしまったところがあると思うんですけれども、それはどれぐらいあるでしょうか。

髙島建築指導室長

無くなったという話なんですけれども、例えば、耐震診断とか補強計画については、自己負担無しで実施している所が、8市町村でありますとか、補強計画については11市町村、あと、耐震改修、本格改修につきましては、市町村で上乗せして実施しておられる9市町村がございまして、無くなったというような話は聞いておりません。

達田委員

以前も、本会議あるいは委員会でも要望させていただいたんですけれども、その当時、150万円くらいまでは、補助で出せるように是非ということでお願いもしてきた経過があるかと思います。それで、せっかく県が補助を上げたけれども、市が、もう少し頑張って上乗せしてくれたらできるのにというのがあるかと思うんですが、残念ながら、されてないと。これは市町村の判断ですので、お願いするしかないんですけれども、是非、全ての市町村で、耐震改修がしやすいような環境づくりを頑張っていただきたいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それで、耐震化の促進のため、これからもっと工夫をしていく必要があるかと思うんですけれども、今現在、各地で耐震改修やりましょうよということで、PR活動などをされていると思うんですが、過去と今現在やっている取組み、新しい取組みがありましたら教えていただきたいと思います。

髙島建築指導室長

耐震化を促進するためには、県民の皆さまに耐震性の必要性をはじめ、いろいろな取組について、きめ細やかに周知説明し御理解いただくことが重要であることから、今年度におきましても、全市町村が利用できるPRのパンフレットでありますとか、ポスターの作成配布、それから建築士会や建築士事務所協会などの関係団体と連携いたしました戸別訪問、それから、出前講座、各種イベントでの相談会の開催、あと、建築士会と建築士事務所協会でやっております無料相談所の設置など、あらゆる機会を通じまして、丁寧な説明周知に努め、耐震化を促進してまいりたいと考えております。

達田委員

耐震リフォームなどをしたお家を見学できるという取組も、時々見掛けるんですけれども、現物が見られますのでこんなふうに丈夫になって、すばらしい生活環境もできるんだなということで、一目瞭然で非常によく分かるんですけれども、こういうのは年間どれぐらい現場があるんでしょうか。

髙島建築指導室長

以前は耐震シェルターへのリフォーム時に、のぼり旗とか見学会をしてましたが、昨年度からは本格改修におきまして、旗を設置したり見学会をするようにしておりまして、昨年度の実績といたしまして、本格改修につきましては222戸の補助実績がございます。

達田委員

工事が完了したところを外部から行って見られるという場所全部見られるんですか。

西沢委員長

小休します。(11時33分)

西沢委員長

再開します。(11時33分)

髙島建築指導室長

昨年度から実施しております現地見学につきましては、施主の選択性によりまして行っているところでございますので、件数につきましては今把握しておりません。

達田委員

耐震改修が済んだ状況になりました時に、お住まいしているわけですから、なかなか見せてもらうというのも気が引けるような感じがするんですけれども、やっぱりそこのお家の方の御理解をいただいて、実際に見たら、このようにしなければいけないというのがすごく分かりますので、是非、そういうところも増やしていただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思います。

最後なんですが、那賀川流域の内水被害に対してお尋ねをしておきたいと思います。平 成26年の8月9日、10日と、大雨で大きな被害がございました。今も梅雨時期でございま すので、いつこんな大雨が来るかもわからないというようなことで、皆さん被害に遭って いる所の方は、非常に心配されているんですけれども、那賀川に樋門と排水機場がござい ます。その排水機場が一番内水被害で町がつかっている時に、排水ポンプを止められてし まったというようなことがあるんです。これが楠根上流樋門, それから熊谷川排水機場, 楠根にもう一つあるんですけれども、楠根下流樋門と上流樋門と二つあるんですが、国土 交通省の那賀川河川事務所が操作の様子はこうでしたということをグラフに出しているん です。これを見ますとちょうど、川の水位、内水がここまで上がってきましたという線な んですけれども、内水が一番ピークに達した時にポンプを止められているという状態なん です。例えば熊谷川で言いますと,ずっとポンプが動いていたのですが,一番ピークにな った時にポンプを止められてしまいました。そして、ポンプがあっても家の中に浸水する というような状況が改善できない。内水が引いていきだしたらやっと動かしてくれたとい うようなことで,こういうグラフが出ているんです。それで,何で運転調整を行ったかと いいますと、洪水により河川の水位が計画高水位を超えると予測された場合に、排水ポン プ場から排水すると堤防決壊の危険性が高まります。排水区間に浸水被害が発生する場合 もありますが、堤防決壊の危険性を少しでも軽減するため、排水ポンプ場からの排水を停止しますと書いてあるんです。ということは、内水でつかっている地区、そこは浸水被害があるかも知れないが、下流の方を守るために止めるということをはっきり書いてあるんです。ポンプがせっかくあっても排水できないという状況を改善するためにどういうふうにしたらいいのか。平成26年頃だったかな、私もお伺いしたんですけれども、下流の堤防の整備ということを今進めておりますということなんですが、今現在は内水被害がありそうな時にポンプを動かすことができるようになっているのでしょうか。

新濵流域水管理課長

今,達田委員から,阿南市内の熊谷川をはじめとする降雨時においてのポンプ操作について御質問を頂きました。熊谷川の樋門でございますけれども,委員のお話のとおり国土 交通省で管理をしていただいております。

熊谷川で申し上げますと、どの様な洪水対応をしているかと申し上げますと、那賀川本川から水の逆流を防止するために、まずは、樋門を閉め、その後、排水機場を動かしまして、支川への水を本川へ排水しております。これによりまして洪水による被害を軽減しているところでございます。

今お話いただきました平成26年8月の洪水でございますけども,那賀川本川の水位が計画高水位と申しまして,洪水を安全に流すために定めている水位に達すると予測されたので、ポンプを止めたというふうに国からお伺いしております。

達田委員

それはここに書いてあるんです。そのとおり。水位を超えると予測されたらポンプ場から排出したら下流が危ないから、堤防決壊の危険性が高まるのでポンプを止めますよということが書いてあるんです。けれどもポンプを止めなくてもいいような方法というのは全くないんでしょうか。ということは、ポンプがあってもそこの地域はつからざるを得ないと、そういうことになりますよね。改善する方法というのはないんでしょうか。

新濵流域水管理課長

今,洪水時のポンプ操作について改めて御質問を頂きました。当時平成26年8月でございますけども、観測水位は、熊谷川前の堤防の水位でございますけれども、この水位が計画高水位、洪水を安全に流すための水位を超えていたという状況でございました。通常、河川改修を行うに当たりましては、計画高水位を目標として定めて、洪水を安全に流すために改修を行わせていただいておりますので、この水位というのは非常に重要なものでございます。

達田委員

これは下流域の堤防をいくら補強して直したとしても、それは今までどおりの運用でいくということなんでしょうか。

新濵流域水管理課長

河川の整備につきましては、河川管理者は、計画高水位を定めて河川改修を行っています。例えば5センチメートル、10センチメートルであろうと、その水位を下げるために河床掘削したり、樹木伐採をするなど、この計画高水位を目標に河川改修をしております。当時、那賀川本川では、熊谷川の周辺、下流も含めまして、計画高水位を超えるというような危険な状況になったため、排水ポンプを止めざるを得なかったということでございます。

達田委員

なんか御答弁いただいても、よく納得できないんですけれども、せっかく堤防を整備し、 排水ポンプも付けた。けれども、それが肝心なときに動かさせてもらえないというと、住 民の方にとったらここはずっとつかったままなのか、という非常に不安が払拭されないわ けなんですよ。今は、まだポンプがあります。しかし、ポンプもありませんという所もあ るわけなんですよ。立派な堤防ができたけれども、排水ポンプも無い、また内水被害がお きて,プールの状態になるというような地区もあるわけなんです。大きなお金を掛けて堤 防を作ったけれども、河川からの水は来ないようになったけれども、内水被害は改善され ないと。那賀川流域に住んでいるあちらこちらの方にそのような状況があるわけなんです。 それをきちんと解消していく,そのためにはどうしたらいいのか,地域の方がおっしゃる には、床下ぐらいまでだったら辛抱できる。だけども、これが畳まできたら鍵も何も全部 だめになる、電気製品も何もかもみんなだめになる。そういうことで、とにかく1センチ メートル、2センチメートルがものをいうんですと、上に来るかどうかでね。だから、内 水の水位を下げるという努力をしてもらいたいというのが、皆さんの要望だと思います。 これは、国の仕事にもなるかと思いますので、国に対してどうやったら水位を下げられる のかということをきちんと要望していただいて、県も力を注いでいただきたいと思います が、いかがでしょうか。

新濵流域水管理課長

洪水時の排水機場の操作でございますけれども、河川では計画高水位に基づき、河川整備を進めております。那賀川におきましても、下流から随時そういう考えの基、堤防整備を進めておりますので、まず河川水位を基本に、今後も対応せざるを得ないと考えておりますが、内水対策については、地元の御意見があるのも存じておりますので、国、県、市が連携し、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

最後に1点だけお伺いしときます。

もし今年大雨でこのときと同じような状況になった場合、同じような状況で内水被害が 起きるということになるんでしょうか。

新濵流域水管理課長

平成26年8月から既に5年程経過してございますけれども,河川では,先ほど申し上げたとおり順次,下流側から整備を進めさせていただいております。ポンプの排水につきま

しては、流況を見ながらできる限りの操作をしていただきたいと考えております。

達田委員

下流の堤防整備によって、解消できるのであれば早くやっていただきたい。ポンプの操作につきましても、適切に行っていただいて、地域の皆さんが少なくとも床上浸水で財産を沢山失いましたということのないように、是非、取組を進めていただきたいということを申し上げて終わります。

仁木委員

補正予算の肉付けの事業の内容について、教えてもらいたいと思います。まず、3ページの災害時医薬品供給パワーアップ事業費というのがあり、1,000万円が付いておりますけれども、当初予算でも1,000万円が付いていて、今回更に肉付け予算で1,000万円近くなんですけれども、どういったような内容なのか教えていただきたいと思います。

三宅薬務課長

先ほどの災害時の医薬品供給パワーアップ事業ということで、当初予算で1,000万円、補正予算で1,000万円ということについての内容についてでございます。今回出させていただいております災害時医薬品供給パワーアップ事業の新規のほうの1,000万円というのは、災害時に対しての対応としまして、災害地へいわゆるモバイルファーマシー、薬局機能を持ちました車を現地のほうへ派遣する形で対応するというふうなものでございます。当初予算のほうの1,000万円といいますのは、これとはまた別の内容でありまして、基本的には医薬品の備蓄であるとかの部分の予算、そういったところのものを含めての1,000万円という事業となっておりますので、モバイルファーマシーの整備とは別の予算の内容となっております。

仁木委員

モバイルファーマシーの予算がこの肉付け予算の1,000万円ということで理解しますけれども、モバイルファーマシーというのは事前にお聞きしたら、小さなコンパクトな格好の車であるということなんですけれども、これについては1,000万円ということなので、モバイルファーマシーが1,000万円というのはどういうようなものなのか教えてもらえればありがたいです。

三宅薬務課長

この予算につきましては、1,000万円という形で計上させていただいておるものなんですけれども、基本的にモバイルファーマシー、この医薬品供給車両につきましては、徳島県の薬剤師会、こちらのほうが整備をするというふうな計画で進めております。薬剤師会のほうが整備をするに当たりまして、徳島県が1,000万円を上限として予算を補助して整備を進めるという形で計画をしているところでございます。ですから、実際のモバイルファーマシー、先ほどもお話がありましたようにコンパクトな車体というふうなところも含めまして、薬剤師会と我々薬務課の両方が協議をしながら整備を進めていっているところ

ですので、最終的に薬剤師会のほうがモバイルファーマシー整備に関する予算が幾らになるかという部分は、こちらとしては把握しきれていないところはございますが、徳島県としましては1,000万円の予算を補助するという計画で進めているところでございます。

仁木委員

この1,000万円というお金は、薬剤師会に対する交付金、委託というような格好であるということで理解できました。あと、もう1点なんですけれども、徳島から広げよう難病支援の輪推進事業でありますけれども、これは139万5,000円ということでついておりますけれども、これは難病患者のための災害時の援助体制の強化ということで、難病診療連携拠点病院に、自家発電の発電機を配備するというような内容であるかと思うんですけれども、この内容を詳しく教えていただけますか。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、難病患者のための災害時援助体制強化事業について御質問がございました。 この事業の内容でございますけども、まず事業の背景といたしまして、在宅で人工呼吸器 を使用している難病患者さんであったり、その家族の方につきましては、災害の発生時に おける電源確保であったりとか、避難所への移動などの面で非常に不安を抱えていること が多くございまして、安心して在宅で療養生活を送るためにはそうした不安を解消する必 要があるといったことで、事業を実施することになっております。

まず事業の内容でございますけども、災害時に備えまして難病診療連携拠点病院等に在宅で人工呼吸器を使用する患者様に対しまして、無料で貸与する自家発電機を配備するとともに、もう一つは地域住民であったりとか関係の医療機関、地域の行政等の参加による人工呼吸器を使用している難病患者様を対象といたしました避難訓練であったりとか、災害時避難を支援する研修会を実施すると、大きな柱としてこの二つの事業立てで推進する事業でございます。

仁木委員

私はこの自家発電機のところが非常に気になって、在宅で人工呼吸器を付けられている 方というのは、非常に不安だと思います。御自分でそういった設備を持たれている方はい いんですけれども持たれてない方もいらっしゃるかと思いますが、ただ連携拠点病院等に と書いていますけれども、自家発電機は、実質的にどんな運用の仕方をされる想定なのか。 例えば在宅であれば、在宅までどういうような方法で貸すというようなやり方になるのか、 教えていただけますか。

梅田感染症・疾病対策室長

今,自家発電機の配備の仕方,貸与の仕方ということで御質問を頂いたんですけれども, 難病診療連携拠点病院ということで,難病については専門的に治療をされる病院に入院さ れている方が,実際に患者様が自宅に帰ろうとする時に,先ほど申しましたように非常に 不安を抱えているということで,難病拠点病院が持っている自家発電機を無料で退院され ようとする患者様のほうに貸与するというような形で事業立てを考えておりまして,一応 医師の指示であったりとかの形によって、患者様宅に配備するような形で事業立ては考えております。

仁木委員

今おっしゃること、非常によく分かって、例えば徳島病院であるとかそういった拠点病院だと思うんですけども、在宅でされている方は非常に多いと思います。パーキンソンの関係とかで言えば。そういった患者様の方々が定期的に来られますが、その患者の方に、こういう県の事業で自家発電機を貸せるんですよということをお知らせし、その知った時に、そこで貸してくださいと、持って帰らせてくださいというような運用の仕方ということでよろしいですか。

梅田感染症•疾病対策室長

患者様が御希望があったらということなんですけれども、先ほど申しました患者様がお家のほうに帰られるに当たりまして、家族だけではなかなか支えることが難しいと思います。それに当たりましては、地域のかかりつけ医であったりとか福祉関係者、保健所であったりとか市町村、そういうような方と恐らく協議をしながら在宅を進めていくかと思いますので、病院を今度退院される方が自家発電機を使用して、自宅で人工呼吸器を使用するということになりましたら、もちろん患者様と主治医の先生方と十分お話をされるんですけれども、関係者の方々とも話をしながら、在宅を進める。こういうふうな制度があるということで、一歩でも二歩でも患者様の想いを叶えるような形で事業を進められたらと考えております。

仁木委員

最後なんですけども、自家発電機はガソリンを入れて回すものであるとは思うんですけれども、その補正で計上されてる金額で何台ぐらい想定されているのか。

梅田感染症•疾病対策室長

一応現在,当初こちらで考えているのは6台ぐらいの自家発電機を配備するような形で 考えております。

仁木委員

また数字のことについては、後ほどレクチャーいただきたいと思いますのでよろしくお 願いいたします。

西沢委員長

今の関連で私も気になってるんですけれども、酸素を吸う人はその自家発電をどのぐら いのパーセントで持ってるんですか。個人で。

梅田感染症•疾病対策室長

現在、当方が把握しているのが42名の患者様。

西沢委員長

パーセントで。

梅田感染症•疾病対策室長

約半数の患者様が自家発電機を持っておられるという形になっております。

西沢委員長

半数持っていて6台とか、それはたぶん桁が違いますよね。総勢が幾らというのは分かりませんけれども、かなりの人が酸素を吸っていると思うので、その残りの人はどうなるんですか。大震災があって自家発電機を持ってなくても、病院に行けばなんとかなるんですか。

梅田感染症・疾病対策室長

先ほどの42名というのは、実は、以前に県のほうからかかりつけ医に配備した台数でございまして、御自身で自家発電機をお持ちになってる方もいらっしゃいますので、正確な数字というのはすみません、今持ち合わせがございません。

西沢委員長

持ってない人が問題なんです。持ってない人が病院に行けば、なんとかなるのであればそれでいいんですが、大きな震災でばたばたしてる時にすぐに間に合うかどうか分からない。道が通るかも分からないし、個人個人が何かの形で持って行く。それが100パーセントにならないと持ってない人は大変なことになるのではないですか。どのぐらいの方が本当に持ってなくて大変になるかという把握をしておいて、100パーセントになるように、早くどうするかということを次の計画に早急にはめないといけないですよね。

梅田感染症•疾病対策室長

今この事業を事業立てするに当たりまして、一応保健所等とか関連機関に、自家発電機を必要とされてる方は、どれくらいいらっしゃいますかというふうなことをお聞きしましたら、3名ほどの方が、もしそういう制度があれば利用したいということと、1名の方が、もしそういう制度があったら、在宅に進みたいという要望は聞いております。しかしながら、今後、難病患者様につきましては、市町村とか保健所等々を通しまして、本当に自家発電機とかが必要な方がいらっしゃいましたら、届くような形のシステムというのを、今後進めてまいりたいと考えております。

西沢委員長

申し出があるようなふうではなくて、確実に把握してその中で対策を練るように積極的 に取り組んでください。受け手ではなくて、こちらがどのぐらいの方が持ってない、それ を早くどうしないといけない、それが市町村も絡むのであれば話をして早急に対策も取る。 そうでなければ、自家発電機を持ってなければそれで終わりなんでしょ。病院行けばなん とかなると、その病院に行ければいいんですけど。そのあたりを考えて対策を前向きに取ってください。

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時00分)